

国際犯罪捜査要領の制定について

発出年月日：平成4年1月28日

文書番号：沖例規捜一1

公表範囲：概要

改正 前略…平成24.3 沖例規務5

近年、国際間の人的交流の増大に伴い、国内における外国人による犯罪、国外における犯罪、被疑者の国外逃亡事案等いわゆる国際犯罪が著しく増加し、その内容も複雑かつ多様化するとともに、ますます悪質化する傾向がみられる。

このような犯罪の国際化に対応するためには、鋭敏な国際感覚に基づく迅速かつ的確な捜査を推進するとともに、条約又は国際慣習等にのっとり捜査の適正化に配慮しなければならない。

これら国際犯罪捜査の適正かつ積極的な推進を図るため、「国際犯罪捜査要領」を定めた。